

1

2026

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろろど

令和8年1月号

January No. 104

もくじ

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認	・・・2
高市政権で初の総合経済対策を決定	・・・3
マイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額が改正されました	・・・4
令和7年度制作のハラスメント対策のポスター（あかるい職場応援団）	・・・5
「同一労働同一賃金ガイドラインの見直し案」を提示	・・・6
人事労務の統計指標	・・・7
兄を支え続けたナンバー2の姿～龍虎相搏つ・第4次川中島の戦い～	・・・8
ゆんたくひんたく	・・・9.10
営業日のお知らせなど	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目 8-27
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務 における注意点を確認しておきましょう

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等（基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正）が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか？以下で、その注意点を整理しておきます。

令和8年分以後の給与の源泉徴収事務 における注意点

注意点① 扶養控除等（異動）申告書の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更

令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉

控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

〈補足〉令和8年分以降の「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

注意点③ 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。

〈補足〉「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき賞与については、「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うこととなります。新たな扶養控除等（異動）申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。

必要であれば、国税庁の「令和8年分源泉徴収税額表」のダウンロードページのURLをお伝えしますので、気軽にお声掛けください。

高市政権で初の総合経済対策を決定

令和7年11月下旬、高市政権では初の経済対策となる『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が決定されました。

この総合経済対策の規模は、21.3兆円程度（①一般会計の歳出：17.7兆円程度、②減税：2.7兆円程度、③特別会計：0.9兆円程度）で、昨年度の総合経済対策を大きく上回る規模となっています。

「強い経済」を実現する総合経済対策の3つの柱と気になる施策

- この総合経済対策の3つの柱
 - 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応
 - 第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 - 第3の柱：防衛力と外交力の強化

□ 気になる施策（主に企業実務に影響をあたえそうなもの）

第1の柱では、足元の物価高への対応、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を図ることとしています。具体的な施策をみると、右欄のような内容も盛り込まれています。



- 賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。
- 物価高の影響を受ける中低所得者の支援のため、給付付き税額控除の制度設計に着手するとともに、基礎控除の物価に連動した引上げについて、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。
- 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までのこどもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当（仮称）を支給する。

この総合経済対策に係る予算を中心に、一般会計の歳出総額で18兆3,034億円を計上した「令和7年度補正予算」も令和7年12月16日の参議院本会議で可決・成立しました。

今後、どのように具体化されるのか？動向に注目です。



マイカー等通勤者の通勤手当の 非課税限度額が改正されました

「自動車や自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額」が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤している方に通勤手当を支払っている企業では、チェックしておく必要があります。該当者がいる場合は、国税庁の資料などを紹介いたしますのでお声掛けください。

なお、電車やバスなどの交通機関のみを利用して通勤している場合の通勤手当の非課税限度額については、改正はありません。

いわゆるマイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額の改正のポイント

【改正後の1か月当たりの非課税限度額】

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左	



令和7年度制作のハラスメント対策のポスターを制作(あかるい職場応援団)

職場における総合的なハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」は、令和8年10月から防止措置を講ずることが企業に義務化される予定の

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)」と「カスタマーハラスメント(カスハラ)」について、新たに対策ポスターを制作しました。

現在、その配布の申し込みが受け付けられています(締め切りは令和8年2月27日:先着1,800社(名)様)。

防止措置としては、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置・周知などが入り口で、事後の迅速な対応なども求められます。

これらのポスターには、あなたの会社のハラスメント相談窓口の案内を記載するスペースも設けられていますので、これを機に、相談窓口の体制などを再確認したうえで、ポスターに記載し、職場の見やすい場所に掲示しておくとういかもしれません。

ハラスメント対策の重要性とポスター(あかるい職場応援団作)の活用

ハラスメント対策の重要性

- いわゆるパワハラ、セクハラ、マタハラをはじめとするハラスメントが職場で発生してしまうと、生産性の低下、人材が離れるといった事態に陥ります。
- 事業主や社員が加害者である場合には大問題です。また、発生してしまったのに放置しておく、被害者である社員等が精神等にダメージを負う可能性があります。
- 最悪の場合は、訴訟や労災認定に発展し、企業のイメージダウンにつながります。
- そして、法律の規制もあり、パワハラ、セクハラ、マタハラ*については、防止措置を講ずることがすべての企業に義務付けられています。

*令和8年10月からは、就活セクハラ、カスハラも追加される予定。

対策ポスター(すべてダウンロード可能。就活セクハラ・カスハラ対策ポスターは配布申込受付中)



「同一労働同一賃金ガイドラインの見直し案」を提示(労政審の同一労働同一賃金部会)

「労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会」において、令和7年2月から、同一労働同一賃金の施行5年後見直しについて、検討が進められています。

令和7年11月下旬に開催された第27回の部会では、「同一労働同一賃金ガイドライン 見直し案(新旧対照表)」が提示され、報道などでも話題になりました。



今回の見直し案により、新たな「同一労働同一賃金ガイドライン」の姿がほぼ明らかになっています。今後、微調整は入ると思いますが、追記などの変更を加えた理由が表示されていますので、確認しておいて損はないと思います。

興味があれば、お声掛けください。その見直し案のURLなどをお伝えします。

「同一労働同一賃金ガイドラインの見直し案」のポイント

□ 見直しの方向性

ここ数年の正社員と非正規雇用労働者との間の待遇差が争われた事件の最高裁判決(ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件、メトロコマース事件、日本郵便事件など)の内容を盛り込み、更なる明確化を図る。

……「退職手当」の項目を新設するほか、「各種手当(退職手当を除く)」の項目の中で、上記の最高裁判決で争点となった手当(無事故手当、夏期冬期休暇、家族手当(配偶者手当)、住宅手当など)の内容を追記・補強するなどの見直しが行われている。

□ 見直し案の形式

新旧対照表の形で示されており、追記などの変更を加えた箇所については、その理由を表示(以下は、その例)。

3 退職手当

退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれるものであるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇用労働者に対し、通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の違いに応じた均衡のとれた内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の短時間・有期雇用労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

(新設)

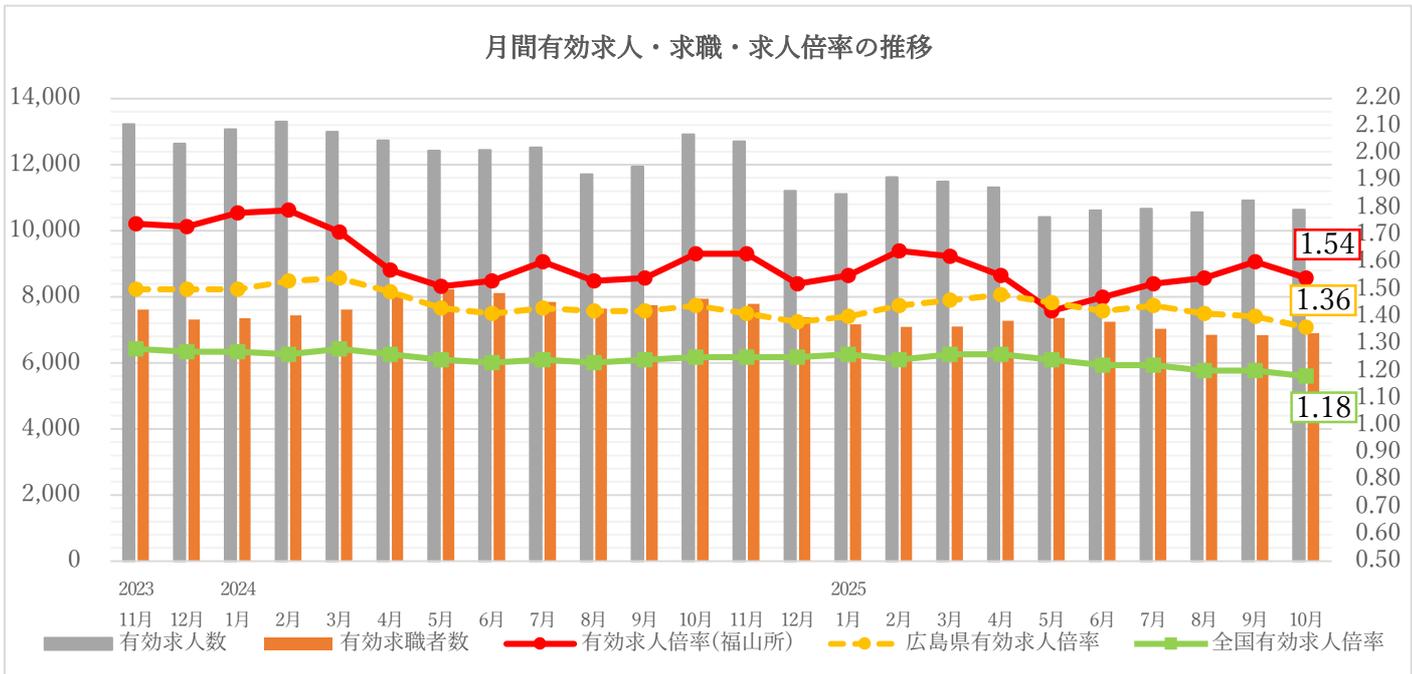
メトロコマース事件最高裁判決を踏まえて追記。
同判決は、退職手当に関して不合理と認められる待遇の相違を具体的に判示したものではないが、退職手当の性質・目的等について言及しており、当該内容を留意すべき事項として記載したものである。

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025年10月)

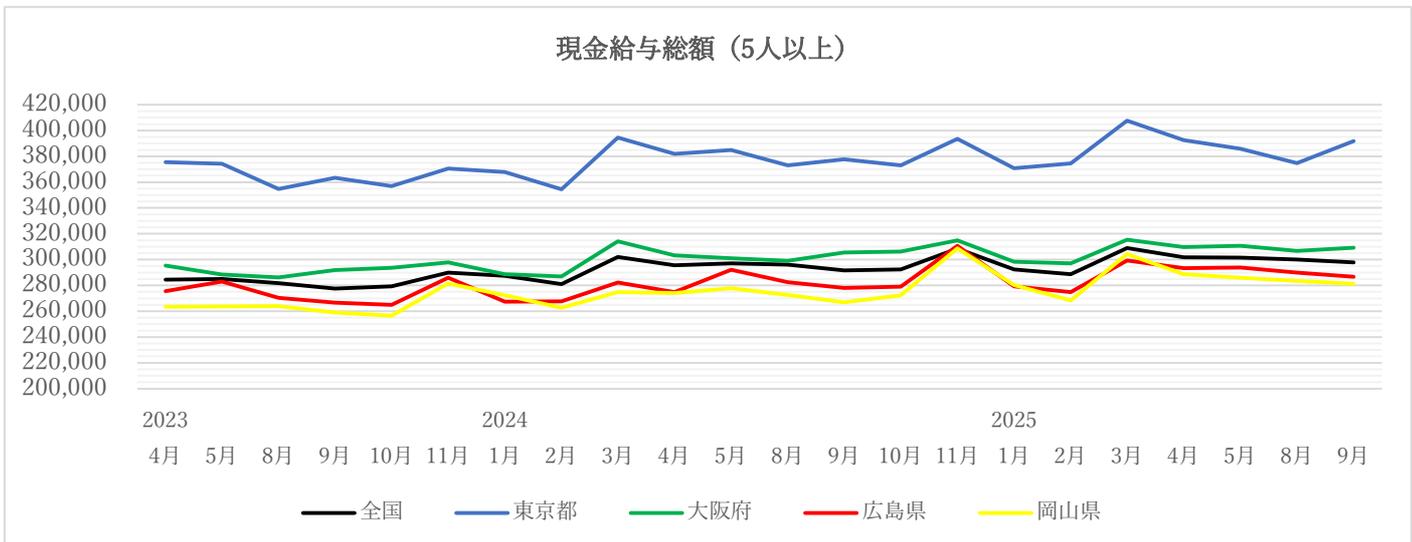
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.18倍	全国	2,309,906人	全国	1,922,405人		
	広島県	1.36倍	有効求人	広島県	58,253人	有効求職者数	広島県	42,723人
	福山市	1.54倍	福山市	10,633人	福山市	6,894人		

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



定期給与 現金給与総額 (2025年9月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
297,787円	391,780円	309,177円	286,583円	281,185円



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

兄を支え続けたナンバー2の姿 ～龍虎相搏つ・第4次川中島の戦い～

1988年(昭和63年)1月、NHK大河ドラマ『武田信玄』が放送開始されました。私にとって「歴史に興味を持つきっかけ」「歴史好き」「武田彘貞」など大きな影響を及ぼしてくれた偉大な作品で、ナンバー1大河ドラマと言え『武田信玄』というのが私の中での不動の1位となっています。ちなみにナンバー2は僅差で前年に放送された『独眼竜政宗』です。

本作品で大きな盛り上がりを見せたのは、宿敵・上杉謙信との「川中島の戦い」です。計5回、12年に及び川中島の地で戦闘が行われ、なかでも4回目の戦闘では「前半は上杉の勝ち、後半は武田の勝ち」とされるほど互いに多数の死傷者を出したと言われています。

その戦闘中、武田信玄と上杉謙信は一騎打ちをしたと伝えられています。長野県長野市「川中島古戦場史跡公園」には、そのときの場面を描いた太刀を振りかざす謙信、軍配で受けようとする信玄の像が建立されています。いつかは、いつかは、と思いつけていた場所でしたので、念願叶って訪れたときは本当に感無量で思わず目頭が熱くなりました。

戦後、長野市・善光寺周辺は武田氏が支配することになりましたが、信玄の実弟・ナンバー2の武田信繁が、上杉軍の突撃から兄を守って討死するなど、勝利の代償は極めて大きなものとなりました。

西田文郎さん『No.2理論』によると、ナンバー2の役割とは【ナンバー1の決めた方向へ進むようにメンバーをまとめ、組織していく】とのこと。この言葉の示すとおり、兄・信玄を軍事・内政・外交で支え続けた信繁は「まことの副将」と評されるほど組織で敬愛を集めていました。もし信繁が生きていれば、その後の信玄親子の対立はなかったと言われますから、その早すぎる死が武田氏の運命を大きく変えたに違いありません。

今年のNHK大河ドラマ『豊臣兄弟!』では、兄である秀吉を支えたナンバー2・豊臣秀長の姿が描かれます。秀長も信繁のように、もし寿命が長ければ、豊臣の天下を永く継続させることができたかもしれないと評価されていますから、ナンバー2としての立場や言動が作品内でどのように描かれるのか注目しています。

(橋本)



ゆんたくひんたく

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今日は先月に引き続き沖縄訪問についてお伝えします。今回は私が感動した食べ物のご紹介です。

沖縄の食べ物といえば、ソーキそば、ゴーヤチャンプルー、サターアンダギー、おいしいものがたくさんあります。しかし、今回ご紹介させていただくのは、定番の沖縄料理ではなくホットドッグとマフィンです。

沖縄訪問の前に、コサにおいしそうなホットドッグを見つけ、計画を立てる時にどうしても行きたいとお願いしました。実は私、ホットドッグが大好きなんです。

念願のホットドッグは、いままでの軽食というホットドッグのイメージを覆すものでした。パンはしっとり、ソーセージは皮がパリッとしていて中のお肉がジューシー。フライドオニオンとの相性もよく、ピクルスとマスタードがアクセントになっていて、シンプルながらもすごくおいしい。満足感がすごく、ナイフとフォークでゆっぴりといただきますに思うほどでした。

ホットドッグの出来上がりを持っていく間に、ソーセージも注文し、発送手続きも済ませていたので、家でもおいしいソーセージを楽しむことができました。





続いてはマフィンです。こちらは有名な沖縄の老舗ファストフード店で売られているものです。那覇空港で、事務所のスタッフが私の方も買ってくれていました。

翌朝いじくくと、チョコ感が強くしっとりとしてとてもおいしい。まるでブラウニーのように濃厚でブラックコーヒーととても合いました。思いがけず至福の朝ごはんを楽しむことができて、買ってくれたスタッフに感謝です。

チョコ以外にもフレーン、キャラメルがあるようなので次回は全種類購入してみようと思います。また、そのファストフード店にはルートビアという大人気の飲み物や絶品バーガーもあるそうなのでいつか訪れたいです。

みなさまのおすすめの沖縄の食べ物もぜひおしえてください。

最後になりますが、戦後80年という節目の年に沖縄を訪れ、戦争について学び、平和の大切さを再認識することができました。

世界の現状を知ることや、当たり前の日常に感謝し、身近な人に思いやりと尊敬の気持ちを持って接するようになるなど、大きな行動でなくても平和のために自分ができることから始めてみようと思います。(田部)



[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
1月

1/13 ● 12月分の源泉徴収税・住民税特別徴収税の納付

1/20 ● 特例による源泉徴収税額の納付（令和7年7～12月分）

● 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 11月決算法人の確定申告と納税・翌年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 労働保険料の納付（第3期分）

● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和7年10月～12月分）

● 給与支払報告書の提出（市区町村） ● 法定調書の提出（税務署）

